わかやまジビエ処理施設衛生管理認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山県内のジビエ処理施設におけるHACCPに沿った衛生管理、わかやまジビエ衛生管理ガイドラインの遵守状況及びわかやまジビエ履歴管理システムの導入等の取組を評価し、それらを認証することで、より安全なジビエの提供及び消費者のジビエに対する安心の確保を目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) わかやまジビエ 和歌山県内における野生のイノシシ及びシカのうち、 狩猟で捕獲したもの及び狩猟以外の個体数調整のために捕獲又は捕獲後飼 養(飼育)を行ったものの肉をいう。
 - (2) 狩猟者 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第39条の規定による狩猟免許を受けた者であって、 野生のイノシシ及びシカを食肉用として販売することを目的としているものをいう。
 - (3) 飼養者 イノシシ及びシカを食肉用として飼養(飼育)する者(捕獲した野生のイノシシ及びシカをと殺までの間飼養する者を含む。)をいう。
 - (4) 処理業者 イノシシ及びシカのと体を食肉用として処理する者(販売目的以外の自家消費用として処理する狩猟者及び飼養者を除く)で、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第55条第1項の規定による許可を受けている者をいう。
 - (5) 処理 イノシシ及びシカのと殺、放血、解体(内臓の摘出及び皮はぎ) から枝肉の分割、脱骨、細切までの全部又は一部(枝肉の細切のみを行う場合を除く。)を行うことをいう。
 - (6) 処理施設 処理業者がイノシシ及びシカの処理を行うため、法第55条 第1項の規定による許可を受けた施設をいう。 (申請者の要件)
- 第3条 認証の申請を行うことのできる者は、和歌山県内に在住する処理業者 であって、和歌山県内に所在する処理施設において食肉処理業(ジビエ処理) を営むものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定により認証を取り消され、その 取消しの日から2年を経過しない処理業者は、認証の申請をすることができ ないものとする。

(認証の申請)

- 第4条 認証の申請をしようとする処理業者は、処理施設ごとに、わかやまジ ビエ処理施設衛生管理認証申請書(別記第1号様式)に、別表第3に定める 関係書類を添えて正副2部を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の認証に係る審査は、次条第3項に掲げる方法により行うものとする。 (わかやまジビエ処理施設衛生管理認証会議における審査)
- 第5条 知事は、認証に係る審査を行わせるため、わかやまジビエ処理施設衛 生管理認証会議(以下「会議」という。)を設置する。
- 2 知事は、会議の事務を行わせるため、畜産課内に事務局を設置する。
- 3 会議は、次の各号に掲げる審査を行う。
- (1) 書類審査 申請書及び関係書類について、認証審査員(次条に規定する 認証審査員をいう。以下同じ。)が別表第1に定める認証基準(以下「認

証基準」という。)に適合しているかどうかを審査することをいう。

- (2) 実地審査 わかやまジビエ衛生管理ガイドラインの遵守、わかやまジビエ履歴管理システムの導入の実施状況等について、認証審査員が認証基準に適合しているかどうかを別表第2の実地審査表に基づき実地に審査することをいう。
- (3)総合審査 書類審査及び実地審査の結果を踏まえ、認証審査員が認証基準に基づき総合的に審査することをいう。
- 4 会議は、前項の審査結果に基づき、協議の上、認証の適否について知事に 報告する。
- 5 知事は、前項の報告に基づき、認証の適否の決定を行う。 (認証審査員)
- 第6条 会議の認証審査員は、次の各号に定める者のうちから、知事が指名又は依頼する。
 - (1) 法第30条第1項に規定する食品衛生監視員の資格を有する者
 - (2) 鳥獣害対策行政に従事する者
 - (3) 畜産行政に従事する者
- 2 認証審査員の任期は、指名の日から当該指定日の属する年度の最終日までとする。
- 3 認証審査員は、再任されることができる。 (立入り等)
- 第7条 認証審査員は、認証に係る審査を行うため、認証を申請した者の同意 を得た上で、必要な報告を求め、関係書類を閲覧するとともに、申請に係る 施設及びその施設を管理する事務所等に立ち入ることができる。
- 2 認証審査員は、審査において、認証を申請した者に対し、申請書類の内容 及び衛生管理等に関して技術上の助言を行うことができる。 (機密保持)
- 第8条 認証審査員は、認証の業務に関して知り得た秘密を関係者以外に漏ら し、又は自己の利益のために利用してはならない。 (認証書の交付)
- 第9条 知事は、第5条第5項の規定により認証を適当と決定したときは、申請者に対し、わかやまジビエ処理施設衛生管理認証書(別記第2号様式。以下「認証書」という。)を交付するものとする。
- 2 知事は、第5条第5項の規定により認証を不適当と決定したときは、基準 不適合通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。 (認証の更新の申請)
- 第10条 認証を受けた処理業者(以下「認証処理業者」という。)は、認証 の有効期間満了に際し、引き続き認証を受けようとするときは、認証の有効 期間が満了する日の3か月前までに、わかやまジビエ処理施設衛生管理認証 更新申請書(別記第4号様式)に、別表第3に定める関係書類を添えて正副 2部を知事に提出しなければならない。
- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による更新の申請に係る審査について 準用する。
- 3 前条の規定は、第1項の規定による更新の申請に係る適否について準用する。

(認証の変更の申請)

第11条 認証処理業者は、認証を受けた事項(次条第1項各号に掲げる事項 を除く。)について変更をしようとするときは、わかやまジビエ処理施設衛 生管理認証変更申請書(別記第5号様式)に変更内容を確認できる書類を添 えて知事に申請しなければならない。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による変更の申請に係る審査について 準用する。
- 3 第9条の規定は、第1項の規定による変更の申請に係る適否について準用 する。

(認証の変更事項の届出)

- 第12条 認証処理業者は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、わかや まジビエ処理施設衛生管理認証変更事項届出書(別記第6号様式)に変更内 容が確認できる書類及び認証書を添えて、速やかに知事に届け出なければな らない。
 - (1) 認証処理業者の住所(法人、組織にあっては、主たる事務所の所在地)
 - (2) 認証処理業者の氏名(法人、組織にあっては、その名称及び代表者氏名)
 - (3) 認証処理施設の名称
- 2 知事は、届出を受理したときは、届出者に対し、認証書を交付するものとする。

(認証の有効期間)

- 第13条 第4条又は第11条の規定による認証の有効期間は、認証の日から 3年間とする。
- 2 第10条の規定による認証の有効期間は、現に受けている認証の有効期間 の満了の日の翌日から3年間とする。
- 3 第12条の規定による認証の有効期間は、届出前の認証に係る有効期間と する。
- 4 第10条の規定による申請があった場合において、第2項に規定する有効期間の満了日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認証は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、認証の更新がなされたときは、その認証の有効期間は、従前の認証の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 (認証書の再交付)
- 第14条 認証処理業者は、交付された認証書を破損し、汚損し、又は亡失したときは、認証書再交付申請書(別記第7号様式)に破損し、又は汚損した認証書を添えて、速やかに知事に認証書の再交付を申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により申請を行った認証処理業者に対し、認証書を再 交付するものとする。
- 3 前項の規定により再交付を受けた認証処理業者は、亡失した認証書を発見したときは、認証書返納届出書(別記第8号様式)に当該認証書を添え、速やかに知事に届け出なければならない。

(認証の取消し)

- 第15条 知事は、認証処理業者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合 は、その認証を取り消すものとする。
 - (1) 提出された書類の記載内容等に虚偽が判明したとき。
 - (2) 認証基準への不適合が判明し、相当の期間を定めて改善を求めても改善されないとき。
 - (3) 法第59条から第61条までの規定により処分を受けたとき。
 - (4) その他知事が認証を取り消すことが適当と認めたとき。
- 2 前項の規定により認証の取消しを決定したときは、当該認証処理業者に対し、認証取消通知書(別記第9号様式)により通知するものとする。
- 3 認証処理業者は第1項の規定により認証を取り消されたときは、認証書返納届出書(別記第8号様式)に認証書を添え、速やかに知事に届け出なければならない。

(認証の辞退等)

- 第16条 認証処理業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証辞退 ・廃止届出書(別記第10号様式)に認証書を添え、速やかに知事に届け出 なければならない。
 - (1) 自ら認証を辞退しようとするとき。
 - (2) 認証を受けた施設において、法第55条第1項の規定による営業を廃止したとき。
 - (3) 認証を受けた施設において、ジビエ処理を廃止したとき。
- 2 認証の申請を行った処理業者が認証を受ける前に認証の申請を取り下げるときは、認証申請取下げ申出書(別記第11号様式)により、速やかに知事に申し出なければならない。

(定期監査)

- 第17条 知事は、認証基準に基づくジビエ処理が確実に実施されていること を確認するため、年1回以上認証処理業者から必要な報告を求め、関係書類 等について立入調査を実施するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による調査の結果、認証処理業者が行うジビエ処理が 認証基準に適合しないと認めたときは、認証処理業者に対して、その改善を 指示するものとする。

(認証書の掲示等)

- 第18条 認証処理業者は、交付された認証書を、認証を受けた処理施設(以下「認証処理施設」という。)に掲示することができる。
- 2 認証処理業者は、知事が定める認証マークを、認証処理施設に掲示し、当 該施設で生産されたジビエに表示することができる。
- 3 認証マークの規格、使用方法等については、別に定める。

(認証処理業者の公表)

第19条 知事は、認証処理業者及び認証処理施設の名称等を公表するものとする。

(標準的事務処理期間)

- 第20条 知事は、この要綱に基づく申請及び届出があった場合、次の各号に掲げる期間内に当該申請等に対する処分を行うよう努めるものとする。
 - (1) 第4条の規定による認証の申請 90日
 - (2) 第10条の規定による認証の更新の申請 90日
 - (3) 第11条の規定による認証の変更の申請 90日
 - (4) 第12条の規定による認証の事項変更の届出に対する認証書の交付 2 0日
 - (5) 第14条第2項の規定による認証書の再交付の申請に対する認証書の交付 20日
- 2 上記の期間には、次に掲げる期間は含まないものとする。
 - (1) 当該申請を補正するために要する期間
 - (2) 申請者が当該申請の内容を変更するために要する期間
 - (3) 申請者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために 要する期間

(関係機関との協議及び調整)

- 第21条 知事は、この要綱に基づく認証事務の実施に当たっては、関係機関と十分協議し、調整を図るものとする。 (その他)
- 第22条 その他認証の実施に関する必要な事項は、別に定める。 附 則
 - この要綱は、平成26年1月7日から施行する。 附 則

- この要綱は、平成27年6月9日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年3月18日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。附則
- この要綱は、令和3年6月1日から施行する。附則
- この要綱は、令和4年2月14日から施行する。

別表

認証基準 別表第1 別表第2 実地審査表 別表第3 関係書類

別記様式

わかやまジビエ処理施設衛生管理認証申請書

わかやまジビエ処理施設衛生管理認証書

基準不適合通知書

わかやまジビエ処理施設衛生管理認証更新申請書

わかやまジビエ処理施設衛生管理認証変更申請書

わかやまジビエ処理施設衛生管理認証変更事項届出書

認証書再交付申請書

認証書返納届出書

認証取消通知書

認証辞退・廃止届出書 第10号

第11号 認証申請取下げ申出書